

呉姫姓説について

江頭 広

春秋哀公十二年夏五月に「孟子卒」と記載されてゐる記事について、呉国は大王の子泰伯の子孫であり、従つて姫姓である所から、同姓たる魯の哀公と婚すべきでない。従つて、夫人の薨去の際に於ける春秋の策書の例は「夫人某薨」とあるべきなのに、孟子の場合は単に前記の如く「孟子卒」と記載されたのであるとする説が今まで述べられて来た。

この事について、加藤常賢博士より、呉の泰伯の葬具については、一箇の説話と考ふべく、従つて呉は姫姓に非ずと考へらるる旨、御教示を受けた。その論拠については、詳しく承はる機会を得なかつたが、この問題について、私なりの考察に基いて述べる事にする。

先づ呉太伯葬具の事は、明らかに一箇の説話にすぎないであらう。史記呉世家に、

呉太伯、太伯弟仲雍、皆周大王之子、而王季歴之兄也、季歴賢而有聖子昌、大王欲立季歴、以及昌、於是、太伯仲雍二人、乃犇荆蛮、文身断髮、示不可用、以辟季歴、太伯之犇荆蛮、自号句呉、

とある。先づ第一に、この大王と王季と文王との在位年数を見ると、明かに不合理な点が見出される。崔述は之について、豊鎬考信録卷一に於て

綱目前編、殷王小乙二十六祀、古公遷岐、又四十四年、当武丁之四十一祀、而季歴生、又五十四年、当祖甲之二十八祀、而文王生、是年古公卒、自遷岐至是、凡九十七年、又四十七年、而後季歴卒、大王剪商之志、頼大伯不從而逃之、是以武丁得以中興、余按、若

大王享國百余年、壽百有數十才、季歷又年百才、殷自小乙至紂凡十世、去兄終弟及者二君、実凡八世、文王与紂同時、而大王乃在小乙之世、以三世当八世、此必無之事也、况遷岐之日、姜女同來、則季歷之生、太姜当不下六七十才、舛誤如此、而遷岐之後、武丁已立、檉据猶未及攘、柞械未及拔、剪商安得易、季歷於後四十四年始生、文王於後九十七年始生、大任何以預知其有聖孫、而太伯又将讓之於誰乎、

と言ひ、季歷については、
紀年以殺季歷者文丁、孔叢子以命季歷者帝乙、帝乙文丁之子也、季歷既死於文丁之世、帝乙安得而命之……王季之事不可詳考、

と言ふ。これ等諸歴史書に於て、紀年に誤のある事は、この大王王季文王を通じての説話が、たとへ創作ではないとしても、完全に史実に基くものでない事を明らかにしてゐる。

次に、太伯眞仲王季三兄弟についてであるが、これについては、私は「字について」¹⁾なる論文に於て述べたので、簡短に記すと、伯仲叔季なる字が兄弟依次之稱であるとしても、この兄弟は叔兄を欠く、諸書を調べてみても、叔兄の存在が明らかでない。しかも王季が「季」を稱してゐる事は、この兄弟が単なる説話上に作為された人物であるかの如き疑を抱かしめる。一仮説として、季歷なる人物があつて、太伯伯眞仲なる人物が創造されたものであらうとも考へる事が出来やう。しかし乍ら、先年まで説話上の王朝とされた殷が、殷墟の発見によりて、歴史上に実在した王朝である事が証明され、又貝塚博士は、²⁾犬戎と周との戦を、甲骨文上に基いて証明された。又、全く架空の人物が歴史上に創造せられる事はあり得ないのであつて、何等かの事実の上に歪められた説話が成立すると考へる事が、歴史上の説話を解釈する場合に於ける私の立場である。しかりとすれば、太伯眞仲説話の原形を求める事は全く無駄な事とは言へないと思ふ。

先づ太伯について、太伯は眞仲と行を共にしたのではないとする説がある。崔述は、豊鎬考信録卷九に於て、大王周之賢王、癡長立小、庸主猶或不為、况大王乎、聖人之生、固異於常見、然其德

亦必待壯而後成、且大王安知王季之必伝之文王

と先づこの説話の矛盾を突き、

又按、詩云、柞域斯拔、松柏斯兌、帝作邦作対、自太伯王季、似太伯己嘗君周、而後讓之王季、論語逸民有虞仲而無太伯、而亦似独虞仲亦未嘗為君者、或太伯既立之後、讓之虞仲、虞仲逃之而後、讓之王季乎、

と述べて、太伯は一旦即位の後、王季に位を譲つたと考へてゐる。又王應麟も困学紀聞卷四に於て、左伝哀五年に、「太伯端委、以治周礼、仲雍嗣之、断髮文身、虱以為飾」とあるを根拠として、

伝言、太伯端委、仲雍断髮、史云、二人皆文身断髮、示不可用、文身断髮、自辟害、遠適荆蛮、周人不知其処、何以須示不可用、皆遷之謬也、

と史記の矛盾をつき、又翁注困学紀聞引、葉夢得の言には、
以春秋考之、断髮文身蓋仲雍、泰伯無与焉

とあつて、何れも、太伯と虞仲を分離して論ずべき事を説いてゐる。

更に史記楚世家伯霜条に、

熊敞十年卒、有子四人、熊敞卒、長子伯霜、代立、熊霜卒、仲雪死、叔堪亡、而少弟季狗立

とあり、同じく、楚世家昭王条に、

昭王病甚、讓其弟公子申為王、不可、又讓其弟公子結、亦不可、乃讓次弟公子闔、五讓、乃許為王

とあり、又呉世家諸樊条には、

寿夢、有子四人、長曰諸樊、次曰余祭、次曰余昧、次曰季札、季札賢、而寿夢欲立之、季札讓不可、於是乃立長子諸樊、攝行事当国、十三年王諸樊卒、有命授弟余祭、欲伝以次

必致国於季札而止、以称先王寿夢之意、且嘉季札之義、兄弟皆欲致国、令以漸至焉
とあつて、結局札は即位しなかつたのであるが、長子と末子との間に特殊な關係があつた事は考へられる。

そこで私は、前引「字について」なる論文に於て、この長子と末子との間に存在する特殊な關係を以てすれば、太伯と王季との間にも同様な關係があり、王季が第三子でありながら「叔歴」と称されずして「季歴」と称されたのも之に基くものであり、又王季の即位前に、太伯の即位があつたであらう事を述べた。

要するに、太伯に関しては、虞仲と異なり、一旦即位の後、王季に讓位したと見るべきであり、然りとすれば、太伯については「葬具」の事は認めがたい。

次に虞仲に関する説話であるが、この虞仲についての古文獻を見ると、

(1) 太伯虞仲大王之昭也、太伯不従是以不祀（左伝僖公五年）

(2) 太伯端委、以治周礼、仲雍嗣之、断髮文身、以爲飾（左伝哀公七年）

(3) 謂虞仲夷逸、隱居放言、身中清、癢中樞、（論語微子篇）

(4) 具太伯、太伯弟仲雍、皆周大王之子、而王季歴之兄也……太伯仲雍乃犇荆蛮、文身

断髮、示不可用……具太伯卒、無子、弟仲雍立、是為具仲雍、仲雍卒、子季簡立、季簡卒、子叔達立、叔達卒、子周章立、是時周武王、求太伯仲雍之後、得周章、周章已君具、因而封之、乃封周章弟虞仲於周之北故夏墟、是為虞仲（史記吳世家）

と四者がある。

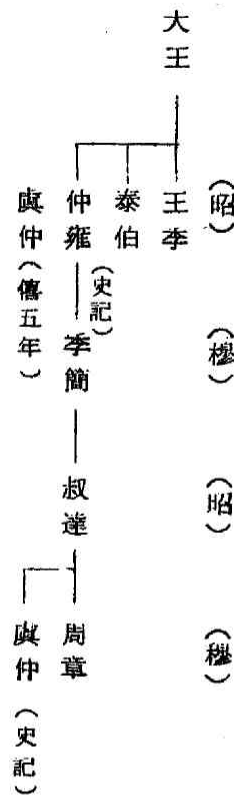
そこで、これ等の虞仲或は仲雍についての諸家の説を見ると、先づ毛奇令は論語稽求篇に於て、

虞仲初本名仲、而以其封虞、始名虞仲、蓋周章之弟仲雍之曾孫也、左伝哀七年、子服景伯称、泰伯端委、以治周礼、仲雍嗣之、但称仲雍、不称虞仲、惟僖五年宮之奇曰、太伯虞仲、大王之昭也、此追原虞仲封国所始、以為此虞之封国、実惟大王之昭故也、其所指虞仲即仲雍之孫、不指仲雍、然而亦曰、大王之昭者、此猶魯公封于魯、周公未嘗封魯

也、而在伝日、魯衛毛聃、文之昭也

と言ふが、太伯の弟仲雍と、周章の弟虞仲を折角區別しておきながらも、周章の弟虞仲即ち大王の玄孫を以て、「大王之昭也」と言ふは、昭穆の本義たる「穆生昭、昭生穆」⁽³⁾なる、祖孫同班、父子異班の法則⁽⁴⁾を知らざる論である。

即ち、仲雍虞仲の昭穆関係は、



であつて、僖五年の虞仲は大王の昭、史記の虞仲は叔達の穆である。次に、顧炎武は日知錄卷八虞仲条に、

史記泰伯之奔荆蛮、自号句吳、荆蛮義之、從而歸之千余家、立為吳太伯、太伯卒、無子、弟仲雍立云々

と先づ史記の文を述べて、

按之則仲雍與仲雍、而虞仲仲雍之曾孫也。殷時諸侯有虞、國詩所云、虞芮質厥成者、武王時國滅而封周章之弟於其故墟、乃有虞仲之名耳、論語逸民虞仲夷逸、左伝大伯虞仲、大王之昭也、即謂仲雍為虞仲、是祖孫同号、且仲雍君吳、不当言虞、古吳虞二字多通用、……窃疑二書所称虞仲、並是吳仲之誤也。又放吳越春秋、太伯曰、其当有封者吳仲也。

則仲雍之稱吳仲固有微矣

と言つて、仲雍と虞仲の別を論じてゐる。即ち彼の論によれば

太伯

仲雍 (史記、左伝哀七年)

虞仲 (論語、左伝僖五年)

吳仲 (吳越春秋、日知錄)

周章

虞仲 (史記)

となる。即ち、左伝僖五年に言ふ大王の昭たる虞仲及び論語に言ふ逸民たる虞仲は吳虞同音なる所から、太伯
虞仲の誤であり、この吳仲とは同時に、太伯の弟仲雍の事である。虞仲とは仲雍の曾孫にして、周章の弟たる
虞に於て国を創建した人物であると述べてゐる。しかしながら虞國と吳國は一応兩者共周初に存在したのであ
り、又、吳に君たりし虞仲が論語に於て逸民と称せられる事は不合理である。

そこで、崔述は豊鎬考信錄卷九に於て、

余按、伝所謂虞仲、乃大王之子、非周章之弟也、若至仲之曾孫、始遷於虞、則伝不得
称虞仲、太伯君吳、而称吳太伯、仲君吳而虞仲、有是理乎、且論語、以虞仲為逸民、若
嗣太伯而有国、豈容復謂之逸、然則哀七年伝之仲雍、非太王之子、大王之子自称虞仲、
非伝之仲雍、疑史記、因見哀七年伝仲雍嗣太伯之文、遂誤以仲雍為太伯、因以伝之虞仲、
別屬之周章之弟也

と言ふ。彼の説を图示すれば

太伯

虞仲 (左伝僖五)

虞仲 (論語)

仲雍 (左伝哀七、史記) ……………

周章

虞仲 (史記)

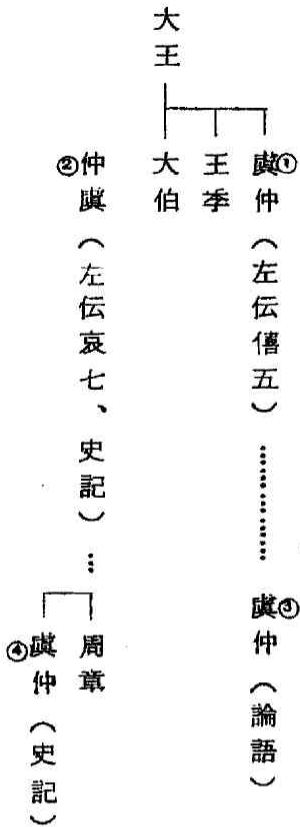
となる。即ち、史記に於ける周章の弟たる虞仲は抹殺され、左伝禮五の太伯の弟にして虞國の君たる虞仲と、論語逸民たる虞仲と、左伝哀七及び史記の文身斷髮せる大王の子に非ざる仲雍とがある事になる。然らばこの最後の仲雍は、太伯の弟に非ずして呉王となつた人物であると考へられる。

この崔述の論に於て、論語に於ける虞仲と、左伝史記に於ける虞仲とを區別したのは正しい。論語に於ける虞仲については、愈樾が群經平議卷四に於て、

趨謹案、虞仲不詳何人、旧説以為仲雍非也。仲雍在伯夷叔齊前百余年、豈当反列其後、且仲雍即君呉、子孫世有呉國、豈得目之為民、窃疑虞仲、乃春秋時虞公之弟、桓十年左伝、虞叔有玉、杜注以為虞公之弟、虞仲亦其類耳、当時國君之弟、每以伯仲繫國稱之、若桓十七年蔡季、莊二年陳叔、皆是也、虞仲次伯夷叔齊之後、殆亦讓國之賢公子乎、書伝無、宣從蓋闕、顧氏炎武、欲虞仲為呉仲、恐反失之矣。

とあるに尽きる。論語に於ける虞仲は、太伯虞仲説話とは無關係であり、この点崔述の論は正しく、炎武が、呉の仲雍を論ずる際、論語の虞仲を以て、呉仲即仲雍なりとしたのは、誤である。

かくて、上記の諸説を見れば、春秋及び史記の説に既に混同を生じてゐる為、これを解釈する諸学者の間に於ても、その論に明確さを欠くが、崔述の論が最も論理的であると言へる。そこで虞仲に関する説話を整理すれば、



となり、

①の眞仲は「大王之昭」にして、虞国の君であり、②の仲雍は「文身斷髮」せる吳王としての仲雍であり、太伯を嗣いだとする左伝哀七、及び史記の記事が誤である事は、哀七年の記事に「太伯端委、仲雍文身」とある事で既に矛盾を含んで居り、史記はこの哀七年の記事を其儘誤つて引用したのである。③の眞仲は春秋時代の虞公の弟で、従つて、左伝僖五の眞仲の子孫で同名である。④の眞仲は、①の眞仲即ち大王の子の眞仲が虞国の君である限り、新に封ぜらるる筈がなく、一箇の説話として沫殺さるべきである。

以上の如しとすれば、太伯葬吳説話は、太伯は周にあつて即位した後、之を王季に伝へ、眞仲は、眞に封ぜられ、更に別に仲雍説話、周章弟眞仲説話が、眞に存在したと考へる事が出来る。然らば眞仲が眞に建国したのは何故であり、又眞に太伯葬吳説話が（仲雍及び眞仲説話を含んで）行はれたのは何故か、

先づ眞音と眞音が多く通用して用ひられた事を考へて見たい。史記趙世家に「吳広内其女孟姚」とあるに對し、司馬貞は史記索隱に「古眞眞音相近、故舜後亦姓眞」とあり、爾雅釈名に「眞眞也」とあり、石鼓文に、「眞人」とあつて注に「眞人也」と言ひ、水経注に

吳山存沂泉西、古之沂山也、國語所謂眞也

とある。更に顧炎武は日知録卷四に於て、

詩不眞不敷、漢書武帝紀引作不眞不驚、衛尉衡方碑辭引、不眞不揚、作不眞不揚、公羊伝定公四年、晉士鞅衛孔圉、師師伐鮮眞、本或作眞、楊用修曰、眞古眞字省文、如

省為乎。檀之省為相也、今昆山有浦名大眞小眞、俗謂之大眞小眞、漢書地理志、河東郡

大陽眞山、在西北有眞城、史記秦本紀、昭襄王五十三年、伐魏取眞城、周武王封太伯後

於此、是為眞公、後漢郡國志、太陽有、眞山上有眞城、水経注、亦作眞城、眞城之書為

眞城、

と眞眞同音にして、眞は屢眞と記され、更に眞は眞の省文なる事を説いてゐる。そして、眞世家に於ては、周

章弟虞仲所封の地を、

武王封周章之弟虞仲於周之北故夏墟

と述べてゐるが、先にも述べた如く、この虞仲は、周章の弟でなく、太伯の弟であるとすれば、この地は前述日知録にも引くごとく、河東郡太陽県の虞城であり、漢書地理志に、「河東郡太陽吳山、在西上有吳城」と言ひ、後漢書郡国志に「太陽内吳山上有虞城」と言ふ地である。即ちこの地が吳城とも虞城とも称されてゐた事が指摘されるであらう。更に、この地について錢穆は「古三苗疆域考」に於て、

河東之虞、即為太伯虞仲之國也、衡山即指河東太陽之虞山嶽阪而言、此山既自蒲阪迄太陽、統得薄山之稱、亦均可有衡山之号也、余考周初地理、定会稽在河東太陽、正与虞山同地、括地志所謂会稽一名衡山、又足為余衡山乃河東山之切証、惟云在越州者、則自是地名迥播、迥遠之誤說、又云荆蛮者、吳越春秋云、禹巡天下、登茅山以朝群臣、更名茅山為稽山、亦曰苗山、水經河水注、太陽有茅亭、故茅戎邑、茅蛮一声之轉、其先即称苗吳起所謂、三苗之國、衡山在其北者、自河東蒲阪以至安邑、在古本三苗之土、宣可稱為蛮、荆即禹貢、「荆及衡州惟荆州」之荆、古三苗疆域、南極荆山、而春秋時、荆山三苗尚盛、故常連為荆蛮、遂以太伯虞仲之居河東衡山者、亦稱之荆蛮、古稽称太伯虞仲采桑衡山之荆蛮、其初意蓋如此、積久而昧之、作吳越春秋者、采及其文而已失其義、遂以說太伯至江南之事焉、余考周初地理、以越絕書会稽称茅山、証在河東、此以吳越春秋言衡山、証太伯虞仲未遠逃江南、而河東諸山、古亦称衡山、於此亦得其助証

と言ふ。そして斑駁に

王令毛公……伐東或療戎、威、王令吳伯、以乃左比毛父

とあつて、陳槃氏は、「春秋大事表列國爵姓及存滅表誤異虞國条⁽⁶⁾」に、「此吳……即虞也」と述べてゐられる。とすれば虞仲が建国した虞の地は又吳ともよばれ、虞君は吳君ともよばれた。そしてその地の近くに南方民族

が、周初存在したとすれば、同音の江南の地「吳」に住む南方民族が、この説話を南方に伝へて、自国の建国説話とした事は充分あり得る事である。しかしながら、これは尠くまで説話の伝播即ち「文化の伝播」として考ふべきであつて、「民族の移動」即ち、姫姓が江南の地に至つて建国したと考ふべきではない。

それは先づ春秋三伝に於て吳を如何に見てゐたかを調べても明かである。即ち、左伝襄十年には、「吳東夷之國」と言ひ、穀梁伝襄十三年には、「吳夷狄之國也、祝髮文身」と言ひ、公羊伝には、

(1) 夏戊辰、吳敗頓胡沈蔡陳許之師于鷄父、此偏戰、曷為以詐戰之辭言之、不与夷狄之主中国也（賈注、今吳席上而言戰、則主中国辭也）然則曷為不使中国主之、中国亦新夷狄也（昭二十四年公羊伝）

(2) 叔孫僑會晉宋齊衛鄭 會吳……曷為殊會吳、外吳也、曷為外也、春秋内其國而外諸夏、内諸夏而外夷狄也（成十六年公羊伝）

(3) 公會晉侯及吳子于黃池、吳何以稱子、吳主會也、吳主會則曷為先言晉侯、不与夷狄之主中国也（哀十三年公羊伝）

と言ふ、即ち吳は姫姓と言はれながらも夷狄を以て目されてゐるのを見ても、中原の人々が吳を夷狄として區別してゐる事がわかる。

次には、岡崎文雄氏が支那古代史要に於て

吳の公家が周の系統である事は後世史家の附会にすぎない、吳に関する色々の物語を綜合して見ても、北方から移動したと言う形跡はみえない、むしろ蘇州方面を中心とする南方の一會長の家柄であろう。と指摘されてゐるやうに、吳國に関する説話には北方から移動した事を示すものが全くない。

次にあぐべきは中原の姫姓に対して、文化が全く異なる点である。所謂「文身斷髮」は越もこの風俗を持ち南方民族の風習である事が明らかである。その他に特にあぐべきは、その名号である。元來中国の名号には二種類ある。

一は、春秋左伝桓六年に申縉が桓公に対へた言として、

名有五、有信有義有象有假有類、以名生為信、以徳命為義、以類命為象、取於物為假、取於父為類、

とあるごとく、意義によつて命名される。そして、魯に於ける如く、桓公允、莊公周、閔公啓禧公申、文公興宣公、成公黒肱、襄公午昭公稠定公宋、哀公蔣等概ね一字名である。これに対し、他の一は、左伝宣四年に、

楚人謂乳穀、謂虎於菟、故命之（子元）曰闔穀於菟

と言ふ如く、漢字の意義によらずして恐らくは語源を異にせるものの漢音訳である。そして楚に於ける如く、若敖、霄敖、蚡冒、堵敖、郟敖等二字又はそれ以上の字数の名を持つてゐる。

この名号の分類に基いて呉の諸王を見ると、意義に基く名は、

太伯、仲雍、季簡叔達、虞仲季札

音訳による名は、

熊遂、柯相、彊鳩夷、余橋疑吾、柯盧周繇屈羽、夷吾禽処、軫、頤高、句卑、去齊、壽夢、諸樊、余祭、余昧、州干、闔盧夫差

であつて、明かに姫姓の魯等とは異なる命名法であり、且つ意義に基く名を持つ者は、その大部分が大伯奔呉説話に関係ある者である事を指摘できる。この事は、太伯奔呉説話が呉に対して無関係な事、ひいては呉の姫姓に非ざる事の決定的な証拠であると言へやう。

以上の事からして、虞仲は虞に於て建国したのであり、虞の近隣に南方民族が居住した為、虞と同音の江南「呉」の地方に、太伯奔呉説話が訛伝したものであり、虞は姫姓であるが呉は姫姓でない事が明らかであらう。しからば虞仲は何故に虞に建国したのであるか。加藤常賢博士は「呉許呂姜姓考」⁽⁶⁾に於て、姜姓は、河西の汧嶽呉山を祖神としてゐる事を述べてゐられるが、王先謙の漢書地理志補注によれば

禹貢山水汎地篇、汧山在汧泉西、呉山國語作虞山、呉虞通、広雅積山作開山、并汧山

之異名

とあつて、沂山は又吳山とも嶺山とも称せられてゐたのである。そして姜姓は太伯の母太姜の出た所である事を思ふと、一つの仮設として母国に逃れる事は最もあり得べき事で、史記晉世家によれば、晉文公は「重耳遂奔狄、狄母国也」とあつて、驪姫の難を避けて、母国狄に逃げ、魯世家によれば、季友は慶仲を避けて「季友母陳女、故亡在陳」とあつて、母国陳に逃げてゐる。かくの如き例から見ても、眞仲が母国に逃げる事もあり得る事であるが、やはり眞仲建國説話の存する河東の眞国に奔つたと見るが一応妥当であらう。

何れであるにせよ、この説話の内容が、周が未だ王朝を建てた後でない事を思ふ時、遠隔の地即ち江南の地に奔り得なかつた事は確かである。韓詩外伝は、

大王薨、季之具、告伯仲、伯仲從季而帰、群臣知伯立季、季遂立、

と言ふが、これに対して、この具が江南の具であるとすれば、崔述が豊鎬考信録卷九に、

其語尤不近情理、古者列国各有疆域、岐之去具数千里、使命所不能通、王季安能損社稷而遠去

と言ふ通りであつて、同時に又「古者列国各有疆域、岐之去具数千里、使命所不能通」と言ふ批判は、史記の太伯奔吳伝説にそのまま言へる事である。これに關聯して、周公奔楚説話をとりあげて見たい。史記周本紀に、「周公奔楚」とあり、尚書の金縢召誥、洛誥、君奭等及び詩の豳風鸛鳴九罭等の諸篇を見ると、周公は洛營築の事に關して、成王召公との間に、隙を生じ、東伯を辞して樊に奔つた事がわかる。

これについて、藏琳は経義雜記に論衡を引用して、

論衡感類云、金 曰、秋大熟未獲、天大雷電、以風禾書偃、大木斯拔、邦人大恐、当此之時、周公死、儒者説之、為成王狐疑於周公以天子礼葬公、公人臣也、欲以人臣礼葬公、公有王功、狐疑於葬周公之間、天大雷雨動怒示變、以彰聖功、此今文尚書説、古文家以武王崩、周公居攝、管蔡流言、王意狐疑周公、周公奔樊、故天雷雨、以悟成王、此

古文尚書說

と言ひ、古文尚書說と今文尚書說は相互に異なる見解を持つ事を示してゐる。この問題は今尚未解決の問題であり、臧琳も、

惟史記論衡兼載兩說、為古今文異證之明証今分錄以詒好古者、
と述べて、全く論断を下さない。そこで史記魯世家を見ると、

及成王用事、人或譏周公、周公奔楚、成王發府、見周公禱書、乃泣反周公
と述べてゐる。之に対し、翁注困学紀聞引葉夢得の言に、

是時楚未有國、公奚之焉

と言ひ、又馬陽の竹書紀年統箋引邵宝の言に、

周公避流言、嘗居東矣、魯公封也、不之魯、而之楚乎

と言ふ、そして邵宝は更に語をついで、

据戰國策、惠施曰、昔王季歷葬于麓山之尾、樂水留其墓、季婦鼎銘曰、王在成周、王
徒楚麓、左伝成十三年、遷晉候于新楚、杜注、新楚秦地也、括地志、終南山一名楚山、

在雍州万年県南五十里、武王墓在万年県西南三十里、周公奔楚、当是因流言出、居依干

王季武王之墓地、必無遠涉東都之理、邵疑、為楚國謬矣、

と言ひ、馬陽はこれを結んで

觀成王金 執書以泣曰、維朕小子、其新逆王出郊、天乃雨反風、則居東為成周之近郊
而必非東都明矣、

と言つて、成周の近郊楚山に周公は奔つたのであると述べてゐる。そして傅斯年氏は大東小東説⁽⁷⁾に於て、

楚者荆蛮北侵後、始有此号、春秋莊十、十四、二十三、二十八年皆称荆、僖公元年、
「楚人侵鄭」以下、乃称楚、金文有「王在楚」之語、知其地必為嵩山逸南山麓之称、

史記載周公当危難時、出奔楚、如非其封地何得干艱難走之乎、此亦魯在魯山之一証也と言ひ、何れも、「周公奔楚」は、周公が南方の楚國に奔つたのでなくて、近くの王季武王の墓がある楚山に奔つた事を述べてゐる。

とすれば地理的事情は楚よりも困難である呉の地に、未だ「武王克殷」の事もなかつた大王の時代に、太伯が遠く數千里も離れて行く訳がなく、必ずや周の北嶺の地に奔つたであらう事が考へられる。

要之、太伯奔呉の伝説は、呉國にとつては單なる建國伝説にすぎず、従つて呉が姫姓である事はない。必ずや、中原眞國に於て行はれた説話が、南方民族によつて、江南の地に訛傳せられたものであらう。

〔注〕

- (1) 日本中國學會報第十一集拙論「字について」
- (2) 貝塚茂樹博士 中國古代史學の發展
- (3) 左伝僖五年杜注
- (4) 加藤常賢博士 支那古代家族制度研究 昭穆制度考参照
- (5) 中國國立中央研究院歷史語言研究所集刊第二十六本所収
- (6) 加藤常賢博士 日本中國學會報第一集
- (7) 中國國立研究院歷史語言研究所集刊第二本第一分所収